

市区町村別集計項目(推進体制等)

高知県	
市区町村数	34

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					3	10	4				25						
39	201	高知市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	2005年4月1日	2005年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2021	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
39	202	室戸市	人権啓発課	1	2	2	2				4	室戸市男女共同参画プラン2022	2022年4月	～ 2026年3月	1	1	
39	203	安芸市	企画調整課	1	2	2	1				4	第2次あき男女共同参画プラン	2015年4月	～ 2025年3月	2	1	
39	204	南国市	南国市総務課	1	2	2	1	南国市男女共同参画推進条例	2011年6月27日	2011年7月1日		第2次南国市男女共同参画推進計画	2022.4.1	～ 2032.3.31	1	1	
39	205	土佐市	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3次土佐市人・ひと共同参画プラン	2023年4月1日	～ 2033年3月31日	1	1	
39	206	須崎市	人権交流センター	1	2	2	2				4	須崎市人権施策総合計画	2020年9月	～	1	2	
39	208	宿毛市	人権推進課	1	2	2	1				4	すくも男女共同参画プラン	2004年3月	～ 終期の記載なし	2	1	
39	209	土佐清水市	じんけん課	1	2	2	2				4	とさしみず男女共同参画プラン	2012年3月	～	2	1	
39	210	四万十市	生涯学習課	2	2	2	1				4	第2次四万十市男女共同参画計画(しまんと男女共同参画プラン)	2018年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
39	211	香南市	人権課	1	2	1	1				4	第2次香南市男女共同参画後期基本計画	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
39	212	香美市	ふれあい交流センター	1	2	2	1				4	香美市男女共同参画計画 女性活躍推進計画	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
39	301	東洋町	住民課	1	2	2	2				4						2
39	302	奈半利町	住民福祉課	1	2	2	2				4						2
39	303	田野町	住民福祉課	1	2	2	2				4						1
39	304	安田町	町民生活課	1	2	2	2				4	第2期男女共同参画計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
39	305	北川村	住民課	1	2	2	2				4	北川村地域福祉計画	2023年4月	～ 2028年3月	2	2	
39	306	馬路村	健康福祉課	1	2	2	2				4						2
39	307	芸西村	企画振興課	1	2	2	2				4	芸西村男女共同参画ときめきプラン	2006年2月	～ 現在まで	2	1	
39	341	本山町	住民生活課	1	2	2	2				4	本山男女にかがやく21世紀プラン	2005年3月	～	2	1	
39	344	大豊町	地域福祉課	1	2	2	2				4	大豊町地域福祉計画	2022/4/1	～ 2027/3/31	1	2	
39	363	土佐町	教育委員会	2	2	2	2				4						2
39	364	大川村	総務課	1	2	2	2				4						2
39	386	いの町	総合政策課	1	2	1	1	いの町男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		いの町男女共同参画プラン	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
39	387	仁淀川町	企画振興課	1	2	2	2				4	仁淀川町男女共同参画プラン(推進計画)	2019年4月	～ 2025年3月	1	1	
39	401	中土佐町	中土佐町人権啓発センター	2	2	2	1	中土佐町男女共同参画推進条例	2006年7月3日	2006年8月13日		中土佐町男女共同参画基本計画(冊子名は、中土佐町男女共同参画プラン)	2015年4月	～ 2025年3月	2	1	
39	402	佐川町	総務課	1	2	2	1				4	第2次佐川町男女共同参画計画	2019年4月	～ 2025年3月	1	1	
39	403	越知町	総務課	1	2	2	2				4						2
39	405	梶原町	保健福祉課	1	2	2	2				4						2
39	410	日高村	教育委員会	2	2	2	2				4	第2次日高村男女共同参画プラン	2015年4月	～ 2025年3月	1	1	
39	411	津野町	町民課	1	2	2	2				4	津野町第Ⅱ期まちづくり計画 後期基本計画	2020年4月1日	～ 2025年3月31日	2	2	
39	412	四万十町	町民課	1	2	2	2				4	第3次四万十町男女共同参画計画	2024年4月1日	～ 2029年3月31日	1	1	
39	424	大月町		1	2	2	2				4	大月町人権尊重のまちづくり計画	2023年4月1日	～ 2025年3月31日	1	2	
39	427	三原村	総務課	1	2	2	2				4						2
39	428	黒潮町	人権係	2	2	2	2				4	第2次黒潮町男女共同参画計画	2021年4月	～ 2026年3月	2	1	

<選択肢回答>

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目途に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目途に検討中	2 一体でない	
事務所掌	諮問機関	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	4 検討していない	1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2							1	1	1	1	0	1	1	0
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	ソレ	780-0935	高知県高知市旭町3丁目115番地	088-873-9100	088-873-9292	https://www.sole-kochi.or.jp/		○		○			○	
39	202	室戸市															
39	203	安芸市	安芸市女性の家		784-0001	高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番27号	0887-34-3514	0887-34-3514	https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=17	○		○			○		
39	204	南国市															
39	205	土佐市															
39	206	須崎市															
39	208	宿毛市															
39	209	土佐清水市															
39	210	四万十市															
39	211	香南市															
39	212	香美市															
39	301	東洋町															
39	302	奈半利町															
39	303	田野町															
39	304	安田町															
39	305	北川村															
39	306	馬路村															
39	307	芸西村															
39	341	本山町															
39	344	大豊町															
39	363	土佐町															
39	364	大川村															
39	386	いの町															
39	387	仁淀川町															
39	401	中土佐町															
39	402	佐川町															
39	403	越知町															
39	405	橋原町															
39	410	日高村															
39	411	津野町															
39	412	四万十町															
39	424	大月町															
39	427	三原村															
39	428	黒潮町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
			0			11	0	0.0	13	1	7.7	23	1	4.3	21	0	0.0	3,864	581	15.0
39	201	高知市				1	0	0.0	2	1	50.0							1136	167	14.7
39	202	室戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	32	21.1
39	203	安芸市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
39	204	南国市				1	0	0.0	2	0	0.0							42	1	2.4
39	205	土佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							160	22	13.8
39	206	須崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
39	208	宿毛市				1	0	0.0	1	0	0.0							140	17	12.1
39	209	土佐清水市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	5	7.5
39	210	四万十市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	5	3.0
39	211	香南市				1	0	0.0	1	0	0.0							676	149	22.0
39	212	香美市				1	0	0.0	1	0	0.0							183	25	13.7
39	301	東洋町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	14	29.2
39	302	奈半利町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	1	4.0
39	303	田野町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
39	304	安田町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	8	22.2
39	305	北川村										1	0	0.0	0	0		0	0	
39	306	馬路村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
39	307	芸西村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	7	18.9
39	341	本山町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
39	344	馬路村										1	0	0.0	0	0		0	0	
39	363	土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	2	4.3
39	364	大川村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1
39	386	いの町										1	1	100.0	1	0	0.0	0	0	
39	387	仁淀川町										1	0	0.0	1	0	0.0	147	18	12.2
39	401	中土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	136	43	31.6
39	402	佐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	5	4.7
39	403	越知町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	6	9.7
39	405	梶原町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
39	410	日高村										1	0	0.0	1	0	0.0	82	17	20.7
39	411	津野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	5	6.0
39	412	四万十町										1	0	0.0	1	0	0.0	219	23	10.5
39	424	大月町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
39	427	三原村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	2	15.4
39	428	黒潮町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	4	6.5

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
				常勤(雇用)の定めない職員)	非常勤(雇用)の定めない職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
		2					1	2	1	1	0	1	1	0	1	
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	1999年1月29日	10	2	15,684	○	○	○	○	○	○		○	人材育成事業,就業・企業支援事業,県民からの企画提案事業,ボランティア育成・活用事業
39	202	室戸市														
39	203	安芸市	安芸市女性の家	1987年5月1日	0	2	1,995		○							
39	204	南国市														
39	205	土佐市														
39	206	須崎市														
39	208	宿毛市														
39	209	土佐清水市														
39	210	四万十市														
39	211	香南市														
39	212	香美市														
39	301	東洋町														
39	302	奈半利町														
39	303	田野町														
39	304	安田町														
39	305	北川村														
39	306	馬路村														
39	307	芸西村														
39	341	本山町														
39	344	大豊町														
39	363	土佐町														
39	364	大川村														
39	386	いの町														
39	387	仁淀川町														
39	401	中土佐町														
39	402	佐川町														
39	403	越知町														
39	405	湊原町														
39	410	日高村														
39	411	津野町														
39	412	四万十町														
39	424	大月町														
39	427	三原村														
39	428	黒潮町														

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ) (再掲)市町村防災会議(会長を含む)					調査時点コード											
		問8-1			問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数																				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数
	小計				429	375	5,486	1,724	31.4		613	532	7,193	2,151	29.9	169	117	912	206	22.6	775	95	12.3	809	96	11.9										
39	201	高知市			117	102	1,402	446	31.8	法令・条例・要綱等に基づく審議会等	95	85	1,145	369	32.2	6	5	49	11	22.4	58	3	5.2	59	3	5.1	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日				
39	202	室戸市	30.0	2025年3月	0	0	0	0			17	15	216	61	28.2	5	3	37	6	16.2	25	4	16.0	26	4	15.4	1									
39	203	安芸市	36.0	2025年3月	50	45	584	194	33.2	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	22	21	234	60	25.6	5	4	27	7	25.9	26	6	23.1	27	6	22.2	1									
39	204	南国市	35.0	2031年4月	14	13	475	130	27.4	条例、規則等により設置されている審議会等	14	13	475	130	27.4	5	4	33	9	27.3	30	4	13.3	31	4	12.9	1									
39	205	土佐市	40.0	2028年3月	24	20	294	81	27.6	地方自治法に基づく審議会等の女性の登用状況	24	20	294	81	27.6	5	4	30	6	20.0	32	4	12.5	33	4	12.1	2	2023年4月1日	1							
39	206	須崎市			0	0	0	0			30	29	467	140	30.0	5	3	21	6	28.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1									
39	208	宿毛市			31	19	259	64	24.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	29	17	227	49	21.6	5	3	24	4	16.7	25	3	12.0	26	3	11.5	1									
39	209	土佐清水市			0	0	0	0			23	22	234	63	26.9	5	3	18	4	22.2	24	3	12.5	25	3	12.0	1									
39	210	四万十市	35.0	2028年3月	33	31	418	135	32.3	条例、規則等により設置されている審議会等	31	29	382	114	29.8	5	4	34	8	23.5	28	9	32.1	29	9	31.0	1									
39	211	香南市	30.0	2025年3月	36	35	473	141	29.8	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)及び地方自治法(第202条の3)に基づく附属機関	30	29	431	129	29.9	5	5	35	9	25.7	39	3	7.7	40	3	7.5	1									
39	212	香美市	40.0	2026年3月	80	68	1,092	405	37.1	法律・政令・条例・規則・要綱等により設置されている会議	34	29	376	119	31.6	5	4	33	6	18.2	20	4	20.0	21	4	19.0	1									
39	301	東洋町			0	0	0	0			8	7	72	27	37.5	5	3	23	7	30.4	12	0	0.0	13	0	0.0	1									
39	302	奈半利町			0	0	0	0			9	7	83	13	15.7	5	4	24	6	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1									
39	303	田野町			0	0	0	0			5	4	50	13	26.0	5	3	26	6	23.1	17	0	0.0	18	0	0.0	1									
39	304	安田町			0	0	0	0			9	7	80	20	25.0	5	3	23	4	17.4	24	2	8.3	25	2	8.0	1									
39	305	北川村			0	0	0	0			6	5	41	9	22.0	5	4	25	7	28.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1									
39	306	馬路村			0	0	0	0			0	0	0	0	0.0	5	4	18	6	33.3	10	2	20.0	11	2	18.2	1									
39	307	芸西村			0	0	0	0			11	10	102	33	32.4	5	4	30	7	23.3	15	0	0.0	16	0	0.0	1									
39	341	本山町			8	8	131	24	18.3	目標値:本町人口の0.1%程度	10	10	147	39	26.5	5	2	26	3	11.5	23	3	13.0	24	3	12.5	1									
39	344	大豊町			0	0	0	0			13	12	137	37	27.0	5	3	23	5	21.7	13	2	15.4	14	2	14.3	1									
39	363	土佐町			0	0	0	0			15	9	91	19	20.9	5	4	27	6	22.2	11	0	0.0	12	0	0.0	1									
39	364	大川村			0	0	0	0			11	6	58	11	19.0	4	2	11	3	27.3	17	1	5.9	18	1	5.6	1									
39	386	いの町			0	0	0	0		一方の性が4割未満とならないような配慮をおこなう	27	26	324	118	36.4	5	3	36	7	19.4	16	2	12.5	17	3	17.6	1									
39	387	仁淀川町			0	0	0	0			7	6	100	9	9.0	5	4	28	6	21.4	26	2	7.7	27	2	7.4	1									
39	401	中土佐町			0	0	0	0			7	6	88	19	21.6	5	3	28	5	17.9	23	2	8.7	24	2	8.3	1									
39	402	佐川町			21	20	200	65	32.5	法律、制令又は条例により設置されている審議会等	16	16	178	57	32.0	5	4	22	8	36.4	20	5	25.0	21	5	23.8	1									
39	403	越知町			0	0	0	0			9	8	107	30	28.0	5	4	23	9	39.1	16	0	0.0	17	0	0.0	1									
39	405	梶原町			0	0	0	0			13	10	177	28	15.8	5	3	23	4	17.4	29	1	3.4	30	1	3.3	1									
39	410	日高村			0	0	0	0			16	11	185	70	37.8	5	3	27	5	18.5	22	4	18.2	23	4	17.4	2	2024年	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日				
39	411	津野町			0	0	0	0			6	6	37	15	40.5	5	2	27	3	11.1	17	2	11.8	18	2	11.1	1									
39	412	四万十町	30.0	2029年3月	15	14	158	39	24.7	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	14	13	148	38	25.7	5	4	32	8	25.0	29	5	17.2	30	5	16.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日				
39	424	大月町			0	0	0	0			21	17	176	85	48.3	4	3	17	3	17.6	28	6	21.4	29	6	20.7	1									
39	427	三原村			0	0	0	0			11	9	87	36	41.4	5	3	24	4	16.7	10	0	0.0	11	0	0.0	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日				
39	428	黒潮町			0	0	0	0			12	11	150	60	40.0	5	3	28	8	28.6	29	8	27.6	30	8	26.7	1									

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1		問12-2		問12-3		問12-4		問12-5		問12-6		問12-7	
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選 択した場合、 休暇期間の報 酬について減 額の規定はあ るか。	問5で1.を選 択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
			1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規 定はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規 定がなく、過 去に使用した 事例も判断し たこともない。	左記で、1. を選 択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	1. 明記した規 定がある。 2. 明記した規 定はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規 定がなく、過 去に事例がな い。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同 等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も長い。 4. 期間の定 めはない。	1. 産前産後 期間を明記し た規定がある。 2. 産前産後 期間を明記し た規定はない。 3. 産前産後 期間を明記し た規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例							
			15	1の合計	30	0	30		2		31	31	29	30	30	23	
			8	2の合計	0	24	0		28		0	0	2	1	3	0	
			0	3の合計	0	5			0		0	0	0	0	0	0	
			11	4の合計	4	1					3	3	3	3	1	0	
39	201	高知市	1	高知市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「一般職」という。))及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(以下「特別職」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	高知市議会	1	2	1	高知市議会 会議規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	202	室戸市	2			1	2	1	室戸市議会 会議規則 第2条 第2項 出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	203	安芸市	4		安芸市議会	1	2	1	安芸市議会 会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	204	南国市	1	南国市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関する必要な事項を定めることを目的とする。	南国市議会	1	2	1	南国市議会 会議規則 (欠席の届出)第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	205	土佐市	1	土佐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	土佐市議会	1	2	1	土佐市議会 会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	206	須崎市	1	須崎市職員旧姓使用取扱要綱○須崎市職員旧姓使用取扱要綱平成27年12月1日須崎市訓令第73	須崎市議会	1	2	1	須崎市議会 会議規則 第2条 第2項 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2							
39	208	宿毛市	4		宿毛市議会	1	2	1	宿毛市議会 会議規則 (欠席の届出) 第2条 (1項省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	209	土佐清水市	4		土佐清水市議会	1	2	1	土佐清水市議会 会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	210	四万十市	2		四万十市議会	1	2	1	四万十市議会 会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 [略] 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
39	211	香南市	1	香南市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を専ら職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	香南市議会	1	3	1	香南市議会 会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
39	香美市	1	香美市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨)第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	香美市議会	1	2	1	香美市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第92条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2											
39	東洋町	4		東洋町議会	1	2	1	東洋町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	奈半利町	4		奈半利町議会	1	2	1	奈半利町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	田野町	1	田野町職員旧姓使用取扱規程 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届書(様式第1号)により町長に届けなければならない。2 町長は、前項の届出があつた場合は、その内容を確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により所属長を経由の上、当該届出した職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。3 所属長は、前項の旧姓使用通知書を複写し、その写しを保管した上で旧姓使用職員に対し、その旨を通知するものとする。	田野町議会	1	3	1	田野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	安田町	1	安田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第11に掲げるものとする。	安田町議会	1	3	1	安田町議会会議規則 第2条(欠席の届出)2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	北川村	4		北川村議会	4															
39	馬路村	1	第3条 旧姓をしようすることができるものは、法例等の規定に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上または事務処理上支障がないもので、おおむね別表第11に掲げるものとする。	馬路村議会	4															
39	芸西村	2		芸西村議会	1	2	1	芸西村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	本山町	4		本山町議会	1	3	1	本山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
39	大豊町	2		大豊町議会	4															

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			会計伝票 14 その他町長が認めるもの 別表第2 (旧姓を使用することができないもの) 1 辞令書、分限・懲戒処分関係書類 2 宣誓書、退職願 3 在職証明書及び在職証明書交付願 4 随時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類 5 別表第1に定める以外の給与、報酬及び資金関係書類 6 育児休業関係書類 7 共済組合、職員互助会、公務災害、財形貯蓄関係書類 8 許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等 9 契約書、協定書 別表第3 (旧姓を併記するもの) 1 提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもの 2 身分証明書、立入検査証(票)等															
39	401	中土佐町	1	中土佐町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第3に掲げるものとする。(旧姓使用の開始) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。	中土佐町議会	1	2	1	中土佐町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
39	402	佐川町	1	佐川町職員旧姓使用取扱規則 (趣旨) 第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないものでおおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるものでおおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるものでおおむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書(様式第1号)により所属長を経て任命権者に申請しなければならない。 2 任命権者は、前項の申請書を承認したときは、速やかに旧姓使用証明書(様式第2号)を作成し、所属長を経て申請職員に交付するものとする。 3 申請職員は、証明書を常に携帯し、適切な運用を図るものとする。	佐川町議会	1	2	1	佐川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
39	403	越知町	1	越知町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	越知町議会	1	2	1	越知町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
39	405	構原町	2		構原町議会	1	2	1	構原町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
39	410	日高村	2		日高村議会	1	3	1	日高村議会規則 第2条第2項	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	津野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
39	411	津野町	4	津野町議会	1	2	1	津野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
39	412	四万十町	2	四万十町議会	1	2	1	四万十町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	1		四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その期に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1
39	424	大月町	4	大月町議会	1	4	1	大月町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	
39	427	三原村	4	三原村議会	1	2	1	三原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
39	428	黒潮町	1	黒潮町議会	1	2	1	黒潮町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2			1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月以内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
		0	0	2	1	0	1		6	0	0	2		0	
		0	3	11					10	8	8	3		27	
		0	0	21					18	9	26	1		7	
		34	31									28			
39	201	高知市	4	4	3				3		3	2		2	
39	202	室戸市	4	4	3				1	3	3	4		3	
39	203	安芸市	4	4	3				1	3	3	4		2	
39	204	南国市	4	4	3				3		3	2		2	
39	205	土佐市	4	4	3				1	3	3	4		2	
39	206	須崎市	4	4	3				3		3	4		3	
39	208	宿毛市	4	4	3				3		3	4		2	
39	209	土佐清水市	4	4	3				3		3	4		2	
39	210	四万十市	4	4	1	1			3		3	1		2	
39	211	香南市	4	4	3				3		3	4		2	
39	212	香美市	4	2	3				3		3	4		2	
39	301	東洋町	4	4	3				3	0	3	4		3	
39	302	奈半利町	4	4	3				3		3	4		2	
39	303	田野町	4	4	3				2	2	3	4		2	
39	304	安田町	4	2	3				3		3	4		2	
39	305	北川村	4	4	1		3		1	3	3	4		2	
39	306	馬路村	4	4	3				3	3	3	4		3	
39	307	芸西村	4	4	2				2	2	2	4		2	
39	341	本山村	4	4	2				2	3	2	4		3	
39	344	大豊町	4	4	3				1	2	2	4		2	
39	363	土佐町	4	4	3				3		3	4		3	
39	364	大川村	4	4	2				2	2	3	3		2	
39	386	いの町	4	4	3				1	3	3	2		2	

都 市	道 区	府 町	市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
				問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っているか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用してはいる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
39	387	仁淀川町		4	4	2					2	2	2	4			2	
39	401	中土佐町		4	4	2					2	2	2	4			2	
39	402	佐川町		4	4	3					3		3	4			2	
39	403	越知町		4	4	2					2	3	3	4			3	
39	405	橋原町		4	4	2					2	2	2	4			2	
39	410	日高村		4	2	2					3		3	4			2	
39	411	津野町		4	4	3					3		3	4			2	
39	412	四万十町		4	4	2					2	3	2	4	特になし		2	
39	424	大月町		4	4	3					3		3	4			2	
39	427	三原村		4	4	2					2	2	2	4			2	
39	428	黒潮町		4	4	2					3	0	3	1			2	
				<p>黒潮町議会議員旧姓使用取扱規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この訓令は、議会議員(以下「議員」という)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を専ら議会活動において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の範囲) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、法令等の規定に抵触するおそれなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、概ね別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。</p> <p>(承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に旧姓の表示がある戸籍の謄本又は抄本を添付して議長に申請し、承認を受けなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第4条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の中止) 第5条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。</p> <p>(報告) 第6条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受領したときは、議会運営委員会に報告するものとする。</p> <p>(責務) 第7条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(疑義の決定) 第8条 この訓令の疑義は、議長が決するものとする。</p>														